

案内

地域包括支援センター
直通電話の変更

今まで設置していました当センターの直通電話 ☎ 32・5102 は9月末をもちまして利用終了させていただきます。今後は長寿支援課の直通電話 ☎ 22・4502 へご連絡ください。

問 長寿支援課（金屋庁舎）

令和6年度
有田川町敬老祝金の給付

有田川町では、昨年度に引き続き対象者の皆さまに「敬老祝金」を給付します。

対象者の方には9月中に案内を送付します。

また、口座登録が必要な方には「口座振込依頼書」を同封しますので、本人名義の口座をご記入の上、返信用封筒でご返送ください。

● 給付金額／1人当たり2千円

● 対象者／令和6年（2024年）9月1日時点で当町に住民登録されている方で、生年月日が昭和29年（1954年）12月31日以前の方

問 長寿支援課（金屋庁舎）

みどりの募金へのご協力
ありがとうございました

町内の各ご家庭や職場から寄せられた「みどりの募金」の今年度の合計額は87万3千346円でした。

皆さまからお預かりした募金は（公財）和歌山県緑化推進会へ送金し、地域や学校などの緑化活動などに生かされます。

問 林務課（金屋庁舎）

下水道

浄化槽を使用されている皆さまへ

浄化槽管理者 維持管理義務

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

● 保守点検（浄化槽法第10条）

浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的に点検や調整、薬剤の補給・修理など保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

● 清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

● 法定検査（水質検査）（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎ 63・6161）で受けてください。

問 下水道課

令和6年度 和歌山県下水道排水設備
工事責任技術者資格認定共通試験

● 主催／和歌山県下水道協会

● 試験日／11月24日（日）

● 試験会場／和歌山市あいあいセンタ―福祉交流館（和歌山市小人町29番地）

※11月3日（日）に同会場で希望者に受験講習を実施

● 申込書配布期間／8月8日（木）～9月6日（金）

● 申し込み方法／8月8日（木）～9月6日（金）（当日の消印有効）の期間中、和歌山県下水道協会に郵送（特定記録郵便）で提出

● 申込書配布場所／下水道課・和歌山県下水道協会・県庁下水道課・県下水道公社・各振興局

問 和歌山県下水道協会

☎ 073・435・1093